

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	80	83	△3	△ 3.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	80	83	△3	△ 3.6

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	726	815	△88	△ 10.8
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	726	815	△88	△ 10.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		80	83	△3
(内訳)	国家石油備蓄基地に係る資本的支出	68	83	△15
	国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出	12	—	12

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		15,682	15,375	307
(財源)	財政投融资	80	83	△3
	財政融資	80	83	△3
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	15,602	15,292	310
	市中借入（石油基地）	1,727	1,727	—
	市中借入（石油ガス基地）	450	450	—
	政府短期証券（備蓄石油購入）	12,625	12,315	310
	政府短期証券（備蓄石油ガス購入）	800	800	—

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

石油及び石油ガス備蓄は、その備蓄の体系が国家備蓄と民間備蓄に分けられるが、国家備蓄についてはその性格上、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと及び我が国のエネルギー安全保障の観点から、国の一元的な責任と負担の下に実施する必要性がある。このため「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）において、「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

なお、国家備蓄石油及び国家備蓄石油ガスの備蓄量は、石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）第4条に基づき、毎年度、需要予測に基づく緊急時に必要な需要量について、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、適正な備蓄目標を定めることとされており、この備蓄目標等に基づき実施する備蓄事業に必要な資金のうちの一部を財政融資資金として調達を行い、石油及び石油ガスの備蓄政策の目的の実現に必要な範囲内で事業を実施している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

上述のとおり、国家備蓄事業については、石油備蓄法に基づき民間備蓄事業と区別されており、利益が発生する事業ではなく国が一義的に行う事業である。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上述のとおり、国家備蓄事業については、石油備蓄法に基づき民間備蓄事業と区別されており、国が一義的に行う事業である。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度の財政投融資は95億円を予定していたが、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の資本的支出の一部の工事を取りやめたこと及び工事発注にかかる請負差額が生じたこと（入札による予定価格と受注額の差額）等により、執行残額は約15億円となった。このうち、コロナウィルスの影響により工事遅延が回避できない一部の案件については、令和3年度へ繰越し（約6億円）を行ったた

め、運用残額は少額であると考えられる。また、令和2年度からの繰越しを加えた令和3年度改定後現額は約118億円であるが、運用残額は約2億円であり執行率は高いと考えられる。近年は、計画と執行のPDCAサイクルを実践することで、執行率は高い水準で推移しており、事業を効果的に進めることができていると考えられる。さらに、令和4年度の財政投融资は104億円を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢の影響等により、改良更新工事で使用する資機材の調達遅延等が生じたことに伴い、一部工事が令和5年度に繰り越されることとなったため、これに伴い令和5年度へ繰越し（約10億円）を行った。それ以外は全て執行をしており、執行率は高いといえる。

また、石油備蓄基地については、各国家石油備蓄基地が完成してから30～40年が経過しており、今後も継続する老朽化問題への対応のため、主要な基地設備の耐用年数等を勘案した長期修繕計画を策定している。また、策定に当たっては、各年度で要求額の大きな変動が生じないようにするとともに、大型工事の実施に伴い全基地の放出機能が大幅に低下することのないように留意した計画を策定している。

令和6年度の財政投融资要求額は、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地における必要な事業に係る資本的支出を合計した結果80億円としている。これについても過年度の執行状況を考慮し、要求額の査定をより厳格に実施しており、本年度までの事業進捗等を踏まえた長期的な計画に基づき、過不足なく資金需要の積算を行っている。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額（億円）	8.8億円	2.2億円	0億円
運用残率（％）	9.3％	1.8％	0.0％

<その他>

5. 上記以外の特記事項
特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

「エネルギー基本計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「エネルギー基本計画」に記載されている原油及び石油製品の安定供給の確保に向けて必要な対応が円滑に発動出来る体制を常時確保するため、国家石油備蓄基地に係る資本的支出を実施するため財政融資資金80億円を要求している。

「エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）抜粋

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方

①石油・LPガス備蓄の確保

石油の国内需要は減少傾向にあっても、中東情勢やアジアでの石油需要の増加等を踏まえると、引き続き石油備蓄の役割は重要であり、石油備蓄水準を維持する。あわせて、緊急時に石油備蓄を一層迅速かつ円滑に放出できるよう、備蓄放出の更なる機動性向上に向け、石油精製・元売各社との連携強化、必要に応じた油種入替、放出訓練や机上訓練、国家石油備蓄基地における必要な設備修繕・改良等を継続する。また、燃料の移行の状況を踏まえ、タンクの有効活用も含め、燃料備蓄の在り方について検討し、アジア地域のエネルギー・セキュリティ確保に向け、産油国やアジア消費国との備蓄協力を進める。

LPガス備蓄についても、大規模災害等に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。危機発生時における機動力の更なる向上に向け、LPガス業界やJOGMECと連携し、国家備蓄放出について、緊急時の想定に応じて、国家備蓄基地からタンカーや内航船等を利用した各地への輸送手段に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時の供給体制確保の観点から、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設や設備強化を進めるとともに、避難所や医療・社会福祉施設等の重要施設における燃料備蓄などの需要サイドにおける備蓄強化を進める。さらに、緊急時の供給協力を円滑に行う「災害時石油ガス供給連携計画」の不断の見直しを行い、同計画に基づいた訓練を実施する。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

1. 政策的必要性

石油及び石油ガス備蓄事業は、我が国への石油の供給途絶及び災害発生時の供給不足に備えるため、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要がある。

石油及び石油ガス備蓄事業を行うためには、国家備蓄石油の管理、国家備蓄施設の管理、修繕保全工事及び改良更新工事等を実施するための資金の調達が必要である。このうち、改良更新工事は、1件あたりの工事費も高く、年度別に所要額に大きな増減があることから、元金均等償還により収分の資金調達の平準化も図り、長期間、安定的かつ低利に所要額を調達することができる財政融資による調達が最も適している。

なお、上記以外の国家備蓄石油の管理、国家備蓄施設の管理、修繕保全工事等については年度別に所要額の大きな増減はないため、石油石炭税収を財源としたエネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による資金調達を行っている。

2. 民業補完性

石油及び石油ガス備蓄は、国家備蓄と民間備蓄に分けられるが、国家備蓄についてはその性格上、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと及び我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に石油備蓄法に基づき実施している。このため「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）において、「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

よって、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下で、石油・石油ガスの備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油・石油ガスの適切な供給を図るための措置を財政面でも講ずる必要がある。

3. 有効性

石油備蓄事業の財政融資は、市中借入よりも長期間、安定的かつ低利に所要額を確保できることから、適切な時期に必要な事業の所要額を調達でき、改良更新・修繕保全計画に沿って最も効率的に事業を実施することができる。

4. その他

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）は、石油石炭税の税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計へ繰り入れる仕組みとなっている。国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の能力向上（資本的支出）の業務を遂行するため、財政融資資金を受けた分の元金償還及び利払いにはこの税収財源を充てており、償還確実性は問題ないといえる。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和4年度決算について、歳入面で国家備蓄原油の売却増に伴い備蓄石油売払代が当初計画よりも約1,660億円の増となっている。

2. 決算の状況

(1) 歳入歳出の状況

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	736,418	燃料安定供給対策費	197,840
石油証券及借入金収入	1,387,473	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構出資	45,800
備蓄石油売払代	186,419	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構船舶建造費	-
雑収入	50,821	エネルギー需給構造高度化対 策費	386,458
前年度剰余金受入	592,638	国立研究開発法人新エネルギー ・産業技術総合開発機構運 営費	142,230
独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構納付金収入	-	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構運営費	17,298
国立研究開発法人新エネルギー ・産業技術総合開発機構納 付金収入	-	事 務 取 扱 費	2,977
		諸 支 出 金	0
		融通証券等事務取扱費一般会 計へ繰入	0
		国債整理基金特別会計へ繰入	1,399,956
		予 備 費	-
計	2,953,771	計	2,192,563

(注) 単位未満切り捨てのため積み上げと計は一致しない。